

令和7年度佐賀県環境物品等調達方針

令和7年3月

佐賀県

令和7年度佐賀県環境物品等調達方針

目 次

1. 基本的事項	1
(1) 本方針の目的	
(2) 本方針の位置づけ	
(3) 対象機関	
(4) 推進体制	
(5) 定義	
(6) 物品等の調達に当たっての留意事項	
(7) 施行日	
2. 別表 特定調達品目及びその調達目標	4
3. 別記 各特定調達品目の判断基準等	6
4. 様式	10

1. 基本的事項

(1) 本方針の目的

地球温暖化や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このような中で、事業活動や日常生活を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）についても、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していくことが急務となっている。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講ずることが重要である。環境物品等の優先的購入は、その市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものであり、誰もが身近に取り組める環境保全活動の第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも影響力を有する地方公共団体が果たす役割は極めて大きい。

以上のことから、本県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、もって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資するため、本方針を定めるものである。

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、「地球温暖化に関する佐賀県率先行動計画（以下「率先行動計画」という。）」に基づき、環境物品等の調達についてより一層の推進を図るための具体的かつ計画的な方針として、毎年度策定し、公表するものである。

なお、本方針は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）」第10条第1項の規定に基づく、本県における調達の基本方針とする。

(3) 対象機関

本方針の対象機関は、知事部局、東部工業用水道局、教育庁（県立学校を含む）、県議会事務局、各種委員会、警察本部（警察署等を含む）（以下「各部局等」という。）とする。

(4) 推進体制

本方針に基づく環境物品等の調達の推進については、率先行動計画に基づき、「佐賀県地球温暖化対策推進本部会（以下「推進本部」という。）」において行う。

(5) 定義

① 特定調達品目

本県において重点的に調達を推進すべき環境物品等の品目のことであり、別表のとおり定める。なお、グリーン購入法第6条第1項に基づき国が策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「国基本方針」という。）」を参考に設定することとする。

② 判断の基準

ア 物品等が環境負荷の低減に資することを判断するための基準のことであり、別記のとおり定める。なお、国基本方針を参考に設定することとする。

イ 2段階の判断基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準値を「基準値1」とし、各部局等において調達を行う最低限の基準として示すものを「基準値2」とする。なお、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」に基づいて調達を推進することとする。

ウ 佐賀県認定リサイクル製品として認定された製品は、判断の基準にかかわらず調達可能とする。

③ 配慮事項

環境負荷低減の観点から、さらに配慮することが望ましい事項のこと。なお、国基本方針を参考に設定することとする。

④ 調達目標

ア 判断の基準を満たす物品等の調達の目標数値のことであり、別表のとおり定める。

イ リース・レンタル契約により調達する物品等についても、調達目標の対象に含める。

ウ トライアル発注事業により調達する物品等は、調達目標の対象としない。

(6) 物品等の調達に当たっての留意事項

各部局等において、業務上必要な物品等を調達する場合は、次の点に留意すること。

① 調達目標を「100%」と設定している物品等を調達する場合

ア 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性を十分検討し、調達量の削減に努めること。

イ 調達品目ごとに定める判断の基準を満たす物品等を調達すること。

ウ 可能な限り配慮事項にも配慮した物品等を調達すること。

エ 佐賀県認定リサイクル製品がある場合は、優先調達に配慮すること。

オ 必要な場合は、グリーン購入法第12条に基づき、物品等納入業者等に対して、物品等に関する情報提供について要請を行うこと。

カ やむを得ず判断の基準を満たさない物品等を調達する場合は、別に定める様式により、各所属等の収支等命令者の承認を得た後、推進本部へ報告すること。

キ カの場合においても、環境物品等の優先調達に配慮すること（注参照）。

② 調達目標を「可能な限り調達」と設定している物品等を調達する場合

ア 可能な限り、判断の基準を満たす物品等の優先調達に配慮すること。

イ 佐賀県認定リサイクル製品がある場合は、優先調達に配慮すること。

③ 上記①及び②以外の物品等を調達する場合

ア 環境物品等の優先調達に配慮すること（注参照）。

イ 佐賀県認定リサイクル製品がある場合は、優先調達に配慮すること。

【注】環境物品等であることを判断する基準として、次のようなものが考えられる。

- ・ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・ 天然資源の持続可能な利用を図っていること。
- ・ 長期間の使用が可能であること。
- ・ 再使用が可能であること。
- ・ 再生材料や再使用部品を利用していること。
- ・ 廃棄時に適正な処理・処分が容易なこと。

④ その他

ア 環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をとりまとめたデータベースなど多様なものが提供されている。このため、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、各種の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めるものとする。

イ 一般に市販されている物品等のみならず、各部局等の特別の注文により調達する物品等についても、本方針等を参考として、その設計段階等のできるだけ初期の時点から、環境負荷低減の可能性を検討し、実施に努めること。

ウ 調達した物品等については、適正使用や長期使用、分別廃棄等を徹底し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努めること。

エ 物品等納入業者等に対し、事業者自身のグリーン購入はもとより、環境に配慮した自主的な事業活動を働きかけるものとする。

(7) 施行日

令和7年4月1日

2. 別表 特定調達品目及びその調達目標（23 分野265 品目）

グリーン購入に適合していない物品又は自動車等は同時供覧設定が必要です。

分野（品目数）	品目	調達目標
1 紙類（7）	・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー	100%
2 納入印刷物（1）	・納入印刷物	100%
3 文具類(84)	・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印(印面以外が木製) ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー(汎用型) ・ステープラー(汎用型以外) ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ(本体) ・事務用修正具(テープ) ・事務用修正具(液状) ・クラフトテープ ・布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット(玉) ・マグネット(バー) ・テープカッター ・パンチ(手動) ・モルトケース(紙めくり用スポンジケース) ・紙めくりクリーム ・鉛筆削(手動) ・OAクリーナー(ウエットタイプ) ・OAクリーナー(液タイプ) ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター(枠あり) ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり(液状)(補充用を含む。) ・のり(澱粉のり)(補充用を含む。) ・のり(固形)(補充用を含む。) ・のり(テープ) ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム(台紙を含む。) ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒(紙製) ・窓付き封筒(紙製) ・けい紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザ ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機(手動) ・名札(机上用) ・名札(衣服取付型・首下げ型) ・鍵かけ(フックを含む。) ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド	100%
4 オフィス家具 (12)	・いす ・机 ・棚 ・収納用什器(棚以外) ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード ・個室ブース ・ディスプレイスタンド	100%
5 画像機器(10)	・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ	100%
6 電子計算機(4)	・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア	100%
7 オフィス機器等 (5)	・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池	100%
8 移動電話等(3)	・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン	100%
9 家電製品(6)	・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ	100%
10 エアコンディショナ ー等(4)	・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ	100%
11 温水器等(4)	・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器	100%

	・ガス調理機器	
12 照明(3)	・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・電球形 LED ランプ	100%
13 自動車等(8)	・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2サイクルエンジン油	100%
14 消火器(1)	・消火器	100%
15 制服・作業服等(4)	・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴	100%
16 インテリア・寝装寝具(11)	・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タイルカーペット ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・織じゅうたん ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス	100%
17 作業手袋(1)	・作業手袋	100%
18 その他繊維製品(7)	・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ	100%
19 設備(11)	・太陽光発電システム(公共・産業用) ・太陽熱利用システム(公共・産業用) ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水機器 ・給水栓 ・日射調整フィルム ・低放射フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム	100%
20 災害備蓄用品(16)	・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・備蓄用作業服 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 ・毛布 ・作業手袋 ・テント ・ブルーシート ・一次電池	100%
21 公共工事(49)	【資材】 ・建設汚泥から再生した処理土 ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) ・バークたい肥 ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水 ・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・間伐材 ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材・プラスチック再生複合材製品	可能な限り 調達
	【建設機械】 ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械	可能な限り 調達
	【工法】 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法	可能な限り 調達
	【目的物】 ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化	可能な限り 調達
22 役務(13)	・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送(自動車) ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務	可能な限り 調達
23 ごみ袋等(1)	・プラスチック製ごみ袋	100%

3. 別記（各特定調達品目の判断基準等）

別表に定めた特定調達品目の判断基準等については、国基本方針で定められた品目に係る【判断の基準】（特定調達品目に該当する環境物品等の選択のための基準）及び【配慮事項】（判断基準とはしないが、配慮することが望ましい事項）を用いる。

ただし、一部の品目については、佐賀県独自の判断の基準及び配慮事項等とし、国の規定に加えて考慮するものとする。

分野	品目	判断基準等
1 紙類	コピー用紙	<p>【判断の基準】 国基本方針に準じる。</p> <p>【配慮事項】 次の項目を加える。 ・「九州の森林(もり)づくりに関する共同宣言」(平成20年5月22日)に基づき、可能な限り九州地域で流通している間伐材を使用したものであること。</p>
	フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	国基本方針に準じる。
2 納入印刷物	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷・情報用紙に係る判断の基準(「分野1 紙類」参照)を満たす用紙が使用されていること。 ただし、以下の場合にのみ適用除外とする。 ・判断の基準を満たす再生紙が県内に流通していない在庫等の制約から、再生紙の入手が困難な場合。 ・判断の基準を満たす再生紙での発注だと、納品時期に支障をきたす場合。 ※事業者の確認のうえ、グリーン購入法の判断基準を満たす再生紙では対応不可能だが、古紙パルプ配合率が低い再生紙であれば調達可能な場合には、当該再生紙を優先的に調達するよう努めることとする。</p> <p>②紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③バイオマスを含むインキを使用すること。デジタル印刷については、化学物質の安全性の確認されたトナー又はインキを使用すること。</p> <p>【配慮事項】 国基本方針に準じる。</p>	
3 文具類	国基本方針に準じる。	

4 オフィス家具	国基本方針に準じる。	
5 画像機器	国基本方針に準じる。	
6 電子計算機	国基本方針に準じる。	
7 オフィス機器等	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機	国基本方針に準じる。
	一次電池又は小形充電式電池	【判断の基準】 小型充電式電池(二次電池)であること。 以下の場合にのみ適用除外とする。 ・機器に対応する充電式電池がない場合 ※災害備蓄用品として購入する場合は、分野 20 災害備蓄用品を参照 【配慮事項】 国基本方針に準じる。
8 移動電話等	国基本方針に準じる。	
9 家電製品	国基本方針に準じる。	
10 エアコンディショナー等	国基本方針に準じる。	
11 温水器等	国基本方針に準じる。	
12 照明	国基本方針に準じる。	
13 自動車等	自動車	【判断の基準】 国基本方針に準じる。 ただし、1年以内のリース・レンタル契約による調達車両を除く。 また、公用車の効率的な利用を促進し、所有台数の抑制に努めること。 【配慮事項】 国基本方針に準じる。
	乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	国基本方針に準じる。
14 消火器	国基本方針に準じる。	
15 制服・作業服等	国基本方針に準じる。	
16 インテリア・寝装寝具	国基本方針に準じる。	
17 作業手袋	国基本方針に準じる。	
18 その他繊維製品	国基本方針に準じる。	
19 設備	国基本方針に準じる。	
20 災害備蓄用品	国基本方針に準じる。	
21 公共工事	【資材】 高日射反射率塗料 高日射反射率防水 セラミックタイル 断熱サッシ・ドア ビニル系床材 断熱材 照明制御システム	国基本方針に準じる。

変圧器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 送風機 ポンプ 排水 通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 大便器 製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成板 フローリング パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 木材・プラスチック再生複合材製品 【目的物】 透水性舗装 屋上緑化	
建設汚泥から再生した処理土	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第1章 22 節)」及び「建築副産物の取扱い方針」に従ったものであること。
高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第2章5節)」に従ったものであること。
再生加熱アスファルト混合物	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第2章5節)」及び「建築副産物の取扱い方針」に従ったものであること。
高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第2章8節)」に従ったものであること。
再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)	国基本方針に準じる。 ただし、佐賀県認定リサイクル製品であること。
バークたい肥	国基本方針に準じる。 ただし、「公園緑地共通仕様書(第1章第5節)」及び「建築副産物の取扱い方針」に従ったものであること。
間伐材	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第2章6節)」に従ったものであること。
排出ガス対策型建設機械	国基本方針に準じる。

	低騒音型建設機械	ただし、「土木工事等共通仕様書(第1章 38 節)」に従ったものであること。
	路上表層再生工法	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第 20 章 19 節)」に従ったものであること。
	路上再生路盤工法	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第 20 章 14 節)」に従ったものであること。
	排水性舗装	国基本方針に準じる。 ただし、「土木工事等共通仕様書(第 20 章 15 節)」に従ったものであること。
22 役務	国基本方針に準じる。	
23 ごみ袋等	国基本方針に準じる。	

【様式1】環境物品等除外承認報告書（車両以外）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

佐賀県地球温暖化対策推進本部会 様
(有明海再生・環境課事務取扱い)

収支等命令者

環境物品等除外承認報告書（車両以外）

次の物品について、上記のとおり確認し、環境物品等除外品として承認したので報告します。

1 物品の品目	分野： 品目： ※本調達方針 2. 別表 により記載
2 物品の名称	
3 仕様・規格等	
4 調達目的	
5 除外承認理由	<input type="checkbox"/> カタログ・Web<エコ商品ねっと (https://gpn.jp/econet/)等>などを確認した結果、本調達方針 3. 別記 に定める判断の基準を満たし、かつ、希望する仕様・規格等を満たす製品がないため。 <input type="checkbox"/> 納入業者等に確認した結果、県調達方針の3. 別記に定める判断の基準を満たし、かつ、希望する仕様・規格等を満たす製品がないため。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">業者名</div> <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">理由</div>
6 担当者	担当者名： 連絡先：

※ 本報告書を物品購入伺に添付し、収支等命令者の承認を得たうえで調達すること。

【様式2-1】 公用車車両選定報告書

調査・検討（該当するいずれかの口にチェック）

- ① 県調達方針の3. 別記に定める判断の基準のうち、乗用車にあっては判断の基準、それ以外にあっては基準値1を満たす車両を選定した。
- ② 乗用車以外の自動車について、基準値1を満たす車両では調達目的が達成できないため、県調達方針の3. 別記に定める判断の基準のうち、基準値2を満たす車両を選定した。
- ③ やむを得ない事情により、県調達方針の3. 別記に定める判断の基準のうち、乗用車にあっては判断の基準、それ以外にあっては基準値1又は基準値2のいずれも満たさない車両を選定した。
- ⇒③に該当する場合、本報告書とあわせて、様式2-2により環境物品等除外について収支等命令者の承認を得ること。

〇〇〇 第 〇〇〇 号
令和〇年 〇月 〇日

佐賀県地球温暖化対策推進本部会 様
(有明海再生・環境課事務取扱い)

収支等命令者

公用車車両選定報告書

次の車両について、上記のとおり確認し、公用車車両として選定したので報告します。

1 選定車両名称	
2 仕様・規格等	
3 調達目的	
4 基準値2により 調達する理由 ※ 上記②に該当する場合記入 すること。該当しない場合 は記入不要。	
5 担当者	担当者名： 連絡先：

※ 本報告書について収支等命令者の承認を得た後、佐賀県地球温暖化対策推進本部会（有明海再生・環境課事務取扱い）に報告すること。

なお、排出ガス基準値及び燃費基準値が確認できるカタログ資料等を添付すること。

【様式2-2】環境物品等除外承認報告書（車両）

本報告書は、様式2-1により公用車を選定し、③に該当する場合に作成すること。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

佐賀県地球温暖化対策推進本部会 様
(有明海再生・環境課事務取扱い)

収支等命令者

環境物品等除外承認報告書（車両）

次の車両について、【様式2-1】公用車車両選定報告書のとおり確認及び選定し、環境物品等除外品として承認したので報告します。

1 除外承認理由	
2 担当者	担当者名： 連絡先：

※ 本報告書について収支等命令者の承認を得た後、【様式2-1】公用車車両選定報告書とあわせて、佐賀県地球温暖化対策推進本部会（有明海再生・環境課事務取扱い）に報告すること。

なお、排出ガス基準値及び燃費基準値が確認できるカタログ資料等を添付すること。